

観光施設心のバリアフリー認定制度推進セミナー



心のバリアフリー認定制度とは・・・

観光庁がバリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を認定する制度。

認定された観光施設は、

①観光庁が定める認定マークが交付され、広報・PRに活用することができます。

②観光庁の補助金申請時の加点項目となります。

【講師】DET群馬

「DETフォーラム（特定非営利活動法人 障害平等研修フォーラム）」の養成講座を修了したファシリテーター3名を中心に結成された任意団体。

DET (Disability Equality Training) とは…
障害当事者がファシリテーターとなって進める障害学習研修です。

令和6年7月10日（水曜日）、令和6年7月11日（木曜日）
（同一内容のセミナーを2日間開催します）

【第1部】午後1時～午後4時

「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定要件である
「年1回以上の従業員教育」の代わりとなるセミナー

【第2部】午後4時～午後5時

認定申請書の記載方法や申請方法、申請ポイントの説明

〈申し込み方法〉令和6年6月21日（金曜日）までに、参加申込書にご記入の上、
FAXもしくはメールにてお申し込みください。

FAX：0279-22-2132（渋川市産業観光部観光課）
mail：kankou@city.shibukawa.gunma.jp

【参加料】無料

【会場】渋川市伊香保体育館・会議室
（渋川市伊香保町伊香保552番地2）

駐車場：渋川市伊香保体育館駐車場

【対象者】市内の宿泊施設関係者

【定員】100名程度

【主催】渋川市（産業観光部観光課）

【問い合わせ先】渋川市産業観光部観光課

電話：0279-22-2873